

## 青森県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱

### (目的)

第1条 ドクターヘリ事業の円滑で効果的な推進を図るため、青森県ドクターヘリ運航調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は別表に掲げる機関から推薦のあった者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は知事が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任を妨げない。

### (協議事項)

第3条 委員会は次の各号に掲げる事項について協議及び調整を行う。

(1) ドクターヘリの運航に必要な事項

(2) 関係機関の連絡調整に関する事項

(3) その他ドクターヘリ事業の円滑で効果的な推進に必要な事項

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は青森県立中央病院長をもってあてる。

3 副委員長は、委員会の了承を得て委員長が指名する。

4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要であると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (検討部会の設置)

第6条 委員長は、第3条の各号に掲げる事項について、検討する必要があると認めたときは、検討部会を設置することができる。

2 検討部会の委員は、委員長が選任する。

3 検討部会に部会長を置き、部会長は委員の互選により選出する。

4 検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

### (事務局)

第7条 委員会及び検討部会の庶務は、青森県健康福祉部医療薬務課が行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会で定めるものとする。

### 附則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

青森県ドクターヘリ運航調整委員会 委員名簿

	所 属 等	役 職 名	委 員
委員長	青森県立中央病院	院長	吉田 茂昭
副委員長	県医師会	副会長	斎藤 重周
委員	青森県立中央病院	救命救急センター部長	斎藤 兄治
委員	八戸市立市民病院	院長	三浦 一章
委員	八戸市立市民病院	救命救急センター所長	今 明秀
委員	弘前大学医学部医学研究科	教授	浅利 靖
委員	西北中央病院	外科科長	笹田 大敬
委員	十和田市立中央病院	診療部長	田澤 浩司
委員	むつ総合病院	医師	田村 有人
委員	青森地域広域消防事務組合消防本部	消防長	木原 民一
委員	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長	小田桐 伸一
委員	八戸広域市町村圏事務組合消防本部	消防長	橋本 壽夫
委員	黒石地区消防事務組合消防本部	消防長	森 勇一
委員	五所川原地区消防事務組合消防本部	消防長	土岐 精一郎
委員	十和田地域広域事務組合消防本部	消防長	小笠原 今朝雄
委員	三沢市消防本部	消防長	糸井 健二
委員	下北地域広域行政事務組合消防本部	消防長	柏崎 孝悦
委員	つがる市消防本部	消防長	成田 隆博
委員	平川市消防本部	消防長	菊池 吉郎
委員	鯉ヶ沢地区消防事務組合消防本部	消防長	工藤 茂則
委員	北部上北広域事務組合消防本部	消防長	寺下 和光
委員	中部上北地区広域事業組合消防本部	消防長	久保田 敏
委員	板柳町消防本部	消防長	中村 徹
委員	東京航空局青森空港出張所	前任航空管制官	白崎 直人
委員	陸上自衛隊第9師団	航空運用幹部	加藤 潤一
委員	海上自衛隊第2航空群	運用幕僚3等海佐	温水 智洋
委員	青森県市長会	常務理事	竹内 徹
委員	青森県町村会	常務理事兼事務局長	山口 昇
委員	青森県防災消防課	課長	堀内 元博
委員	青森県警察本部生活安全地域課	課長	中田 稔
委員	青森県警察本部交通部高速道路交通警察隊	隊長	木村 俊悦
委員	青森県教育委員会	教育政策課長	山谷 龍一
委員	東日本高速道路株式会社東北支社	青森管理事務所長	天野 徹
委員	中日本航空株式会社東京支社	マネージャー	西村 雅史
委員	青森県医療薬務課	課長	藤岡 正昭